

## 役員のための財務税務会社法ニュース 日税マネジメントレポート

今回のテーマ： 株主名簿の整理～他人名義の株式、所在不明株主の取り扱い～

株主名簿に記載の名義人が実質的な所有者でない場合は、放置せず、名義を実質株主に変更することがトラブルの未然防止策となります。

名義人が実質株主である場合でも、長期にわたり連絡が取れない株主（所在不明株主）の保有する株式については、裁判所の許可を得て売却したり、自己株式として買い取ることも可能です。

### 1. 名義株の整理

#### (1) 株式の実質的な所有者

他人の承諾を得て名義借用が行われている場合、出資払込みをした名義借用者が株主となるものと解される旨の最高裁判決例があります。一方、出資払込の事実を証明できる書類が存在しない場合や、名義貸与者が配当金を受領している場合には、株主としての権利関係が名義貸与者に帰属するとみなされます。

#### (2) 名義借用者の課税関係

法人税法基本通達においても、株主名簿に記載されている株主が単なる名義人である場合には、実際の権利者を株主等として取り扱う旨が明記されています。名義株を整理するために名義借用者が真正なる株主として、名義変更を行う場合は、贈与税の課税対象とならないよう、払込の事実や配当金を受領した履歴、名義貸与の事実を証する書類を整えておく必要があります。

### 2. 所在不明株主の株式売却

#### (1) 売却の対象となる株式

会社法では、つぎの全ての要件を満たす株式を競売し、または、裁判所の許可を得て任意に売却したり、自己株式として取得することを認めています。

株主に対して行った通知又は催告が、5年以上継続して到達しない株主が保有する株式  
上記の株主が、継続して5年間剰余金の配当を受領していないこと  
5年間無配の場合も配当を受領していないと解されています。

#### (2) 裁判所への株式売却許可申し立て（提出を要する疎明書類）

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・株主総会招集通知書及び返戻封筒（5年間分）
・定款	・剰余金配当送金通知書及び返戻封筒（5年間分）
・株主名簿	・取締役会議事録 （取締役会設置会社で発行会社が買い取る場合）
・官報公告（公告期間：3ヶ月）	・買受書（発行会社以外の者が買い取る場合）
・催告書及び発送が確認できる資料	・全取締役の同意書（取締役が5名以上いる場合）
・株価鑑定書	

通知が5年以上継続して到達しないことの疎明資料として、過去5年間分の送付書類及び配達が不達となった返戻封筒の提出が必要となります。

### お見逃しなく！

1. 所在不明株主から自己株式を取得する場合は、分配可能額の範囲内でのみ取得することが可能です。
2. 株式の売却代金は、所在不明株主に帰属するため、売却代金を供託するか、売却代金を交付する日、または、消滅時効により当該代金が発行会社に帰属する日まで負債計上する必要があります。